白川町空き家バンク設置要綱

令和３年３月　日 制定
第　１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人白川町移住交流サポートセンター（以下「センター」という。）が、町内における空き家の有効活用を通して、町民と都市住民との交流拡大及び移住定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「白川町空き家バンク」の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)空き家　個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地（付随する田又は畑等を含む。）をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

(2)所有者等　空き家に係る所有権その他権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3)空き家バンク　空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する制度をいう。

(4)定住　長期にわたる居住を前提に、当該空き家住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

(5) 不動産事業者　社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会岐阜県本部の会員のうち町内に事務所を有する事業者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

２　反社会的勢力と認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第１号）に、身分証明書（本人確認できるもの）のコピーを添付し、センター代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

２　代表理事は、第１項の規定による登録の申込みについて、その内容が適切であると認めたときは、空き家バンクに登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録しないものとする。

(1) 当該空き家が、第２条第１号の条件を満たしていないとき。

(2) 当該空き家の登録申込者が、第２条第２号の所有者等の条件を満たしていないとき。

(3) 所有者等に町税、保険料、税外債権等の滞納があるとき。

(4) 所有者等が、破産又は民事再生の申立てをしていたり、強制執行を受けているとき。

(5) 当該空き家の老朽化が著しいとき。

(6) 当該空き家に所有者等の家財が残されており、整理又は処分の予定が無いとき。

(7) その他代表理事が適当でないと認めたとき。

３　所有者等は、契約成立まで空き家の保全に努めなければならない。ただし、契約後も権利を有する場合においては、継続して保全に努めなければならない。

４　代表理事は、第３項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家バンクの登録の抹消）

第５条　代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消しなければならない。

(1) 当該空き家に係る所有権その他の権利の移転があったとき。

(2) 空き家バンクの登録抹消の申出があったとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 第４条第２項各号の規定に該当すると認めたとき。

(5) その他代表理事が適当でないと認めたとき。

（空き家情報の公開）

第６条　代表理事は、空き家等の登録情報をホームページ等に掲載し周知できるものとする。

２　代表理事は、利用希望者に対して物件登録申込書に記載された情報を提供できるものとする。

（利用希望者の登録の申込み等）

第７条　利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第２号）に身分証明書のコピー（本人確認できるもの）及び市町村税に滞納がないことの証明書を添付し、代表理事に提出しなければならない。

２　代表理事は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家バンク利用登録者（以下「利用登録者」という。）として登録するものとする。

(1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、白川町内の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、自治会に加入するなど地域住民と協調し積極的に地域活動に参加できる者。

(2) その他代表理事が適当と認めた者

（利用登録者の登録の抹消）

第８条　代表理事は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消し、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者が、第７条第２項の規定を満たさなくなったとき。

(2) 利用登録者が、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 空き家バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者から登録抹消の申出があったとき。

(5) その他代表理事が適当でないと認めたとき。

（物件登録者と利用登録者との交渉等）

第９条　代表理事は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、利用登録者から専門家の仲介を希望しているときは、不動産事業者を紹介できるものとする。また、事務的な依頼申し出があれば、助言を行うことができる。

２　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
３　利用登録者又は仲介することとなった不動産事業者は、交渉の結果を代表理事に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第１０条　空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないように適正に管理すること。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１２月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

白川町空き家バンク　物件登録申込書

申込日	年　月　日	添付書類	□身分証明書の写し
物件の所在地	白川町　（自治会）		
物件の所有者	氏名（ふりがな）：		
	住所：		
	連絡先（自宅/携帯）：		
	Ｅ－ｍａｉｌ：		

物件の概要	土地建物の面積		構　造	建築（西暦）　年（築　年）	
	土地	宅地　㎡/田畑　㎡	□木造 □軽量鉄骨造 □鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ □その他 （　）	屋根	□ 瓦葺き　□ 金属板葺き □ その他（　）葺き
	建物	１Ｆ　㎡		間取	□居間　□台所　□食堂 □和（　）室□洋（　）室
		２Ｆ　㎡			
		延べ　㎡			

利用状況	□放置（年数　年） □別荘・二地域居住 □物置的使用 □その他 （　）	□ 電気 □ ガス □ 水道（簡易水道、山水、井戸水） □ トイレ（浄化槽・汲取／和・洋） □ 駐車場（　台、 無 ） □ その他(庭、池、倉庫、土蔵)有	補修の要否	□ 補修は不要 □ 多少の補修必要 □ 大幅な補修必要 □ 現在、補修中 （　）

その他事項	□ 土地の所有者が異なる 所有者名： □ 境界線が未定の土地がある 所在地： □ 相続登記が完了済である	所有者の希望条件	□契約形態	□賃貸　□売買
			□賃貸希望	家賃（　円/月）
			□売却希望	価格（　円）
			□付帯物件	
			□ペットの飼育（賃貸の場合）	□可（室内・室外） □不可

特記事項

スタッフ確認欄			
受付日（西暦）		登録日/抹消日	
登録可否	可　否	物件登録番号	
成約日		成約者・契約	